

情報通信技術研究交流会会則

(名称)

- 第1条 本会は、「情報通信技術研究交流会」と称する。
- 2 本会の英文名は Human Network for Researchers toward Advanced Telecommunications (略称 AC・Net) と称する。

(目的)

- 第2条 本会は、関西地域における情報通信分野の研究者、技術者、関係者の交流を促進し、関西地域における技術開発及び研究開発の振興に資することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 会員を対象とした研究交流のための定期的会合の開催
 - (2) 関西地域におけるシンポジウム、研究会の企画、実施
 - (3) 会員間の情報交換を目的としたニュースの発行
 - (4) その他、情報通信分野における関西地域開発への寄与

(構成)

- 第4条 本会は、関西地域における情報通信分野の研究開発、技術開発に関係し、または関心を有する法人、団体及び個人をもって構成する。

(役員)

- 第5条 本会には、次の役員を置く。
- 会長 1名
副会長 若干名
運営委員長 1名
運営副委員長 若干名
監事 1名

(役員任期)

- 第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員が任期途中で退任した場合は、補欠選任を行わなければならない。
 - 3 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、総会の議決によって選任する。
 - 5 前項2にあたる役員については運営委員会の議決によって選任する。

(役員任務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する。

- 3 運営委員長は、本会の事業の運営を掌理する。
- 4 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長不在の時はその任務を代行する。
- 5 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(顧問)

- 第8条 本会には、必要に応じて顧問を置くことができる。
- 2 顧問は本会の運営に関し、随時、意見を申し述べることができる。
 - 3 顧問は会長が委嘱する。
 - 4 顧問は、会費を免除される。

(総会)

- 第9条 本会の総会は、年1回会長が招集する。
- 2 総会の構成員は、個人会員、法人会員とする。また、顧問、名誉会員は、総会の出席及び意見は認められるが、表決権は有さない。
 - 3 総会は、出席正会員と書面による表決の意思表示をした者および委任状提出者の合計が、正会員総数の半数により成立する。
 - 4 総会の構成員である正会員は、やむを得ず総会に出席できない場合、予め提示された議案について書面を提出して表決するか、委任状を提出して他の構成員に表決を委任することができる。この書面または委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。ただし、受任者の記載なき委任状が提出された場合は、議長に委任したものとみなす。
 - 5 総会の議長は原則として会長とする。
 - 6 総会は、次に掲げる事項を決する。

- (1) 役員の選任
- (2) 会則の改正
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 予算及び決算
- (5) その他本会の目的を達成するための必要な事項

(運営委員会)

- 第10条 本会に運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、会長、副会長、運営委員長、運営副委員長、及び運営委員長の推薦により会長が委嘱する運営委員で構成する。
 - 3 運営委員会は、出席役員・運営委員と書面による表決の意思表示をした者および委任状提出者の合計が、運営委員会構成員総数の3分の2以上により成立する。
 - 4 運営委員会の構成員は、やむを得ず運営委員会に出席できない場合、予め提示された議案について書面を提出して表決するか、委任状を提出して他の構成員に表決を委任することができる。この書面または委任状を提出した者は運営委員会に出席したものとみなす。ただし、受任者の記載なき委任状が提出された場合は、議長に委任したものとみなす。
 - 5 運営委員会は運営委員長が招集し、次の事項を審議決定する。
 - (1) 総会の議決事項を実施するために必要な具体的事項
 - (2) 会務執行上、緊急に決定を要する事項
 - (3) その他本会の事業の運営に関し必要な事項

(分科会)

第11条 本会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の構成、運営方法等に関し必要な事項は別に定める。

(運営経費)

第12条 本会の運営及び事業に要する費用は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 会費は別に定める。

(事務局)

第13条 本会の事務局は当面、情報通信研究機構 未来ICT研究所内に置く。

2 事務局の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(雑則)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が定める。

(名誉会員)

第15条 本会には必要に応じて名誉会員を置くことができる。

2 名誉会員は、以下の条件を満たすものとし、運営委員会が推進し、会長の承認を受けたものとする。

(1) 名誉会員に推挙されるものは、原則として会員経験を有する者

とする。

(2) 以下のいずれかの基準に該当すること。

- a) 本会の会長職に携わった者。
- b) 本会の社会的評価を向上させた業績を有する者。
- c) 本会の学的水準を向上させた者。
- d) その他、会への貢献があると発議者が判断した者。

(3) 名誉会員は、会費を免除される。

(シニア会員)

第16条 本会には必要に応じてシニア会員を置くことができる。

2 シニア会員は、以下の条件を満たすものとし、個人会員からの申請に基づき運営委員会が推薦し、会長の承認を受けたものとする。

- (1) 個人会員のうち当該年度の4月1日時点において満60歳以上であり常勤についていない者、または、満65歳以上の者。
- (2) 生年月日が証明できる公的文書にて申請し、承認された者。

附則

- 1 本則は、平成2年9月14日から実施する。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。
- 3 初年度の会計年度は、第1回総会成立の日からとする。但し、設立準備に要する費用等については初年度の予算に含める

こととする。

- 4 設立当初の役員の任期は、第6条の規定にかかわらず平成3年3月31日までとする。

会費に関する細則

- 1 本会の会費は、法人・団体会員は年一口5万円（一口以上）、個人会員は年一人1万円とする。
- 2 会費は毎年5月末日まで（新規加入の場合は入会時）に納入するものとする。
- 3 大学関係者等で会長の認めるものは、会費を免除することができる。
- 4 顧問・名誉会員は、会費を免除される。
- 5 シニア会員の会費は年一人5千円とする。

（2019年6月21日改訂）